

家族・ジェンダー・憲法

Family Gender Constitution

永井 広克
NAGAI Hirokatsu

はじめに

日本国憲法の9条が注目を浴びている。言うまでもなく9条とは「1. 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。2. 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」という条項である。

クラウゼヴィツの『戦争論』は、戦争は政治の延長であり、異なった手段を持って行なう政治であると喝破した。しかし、20世紀の半ばに制定された日本国憲法は戦争を政治の延長とみなさず、戦争を永久に放棄することを宣言した。いまだこの国も行なっていないことを大胆に実施したのである。国家が形を成すには軍隊がなければならない、というそれまでの常識を覆したのである。それは軍隊を持たない国家がはたして存在しえるかどうか、の壮大な実験だとも言える。

しかし、戦後、アメリカとソ連の冷戦が激しくなり、アメリカは、日本を共産主義への防波堤として考えるようになった。米ソの代理戦争とも言える、1950年に勃発した朝鮮戦争を契機にして警察予備隊が設置され、1952年には保安隊に改編され、1954年に自衛隊となった。憲法できっぱりと否定した軍隊を保持するようになったのである。以来、今日まで、憲法は自衛のための軍隊を否定していないとか、自衛隊は軍隊ではないとかの詭弁を弄し、日本政府は着々と自衛隊を増強し、今では世界有数の軍備力を保持するまでになった。

そして、10数年前カンボジアへ何人かの自衛隊員を派遣したことを皮切りに、近年は戦闘が行なわれているイラクへの自衛隊員を派遣し、「武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」という9条を踏みにじる状況が生じている。そのために憲法9条を堅持せよという声も高まっている。

日本国憲法には3本の柱がある。国民主権、徹底した平和主義、基本的人権の尊重の3本である。この3本の柱がしっかり日本国憲法を支えており、このうちの1本でも揺らぐと、日本国憲法全体が傾く。憲法9条は言うまでもなく平和主義の範疇に入るが、基本的人権の尊重として男女の平等が挙げられる。そこで本稿ではジェンダーと家族を視点して憲法を考察する。

1. 憲法 24 条と 13 条・14 条

近年は「男は仕事、女は家庭」といった性別役割分業に「同感しない」という人が「同感する」を上回るようになったが、現実には「男は仕事、女は家庭」を余儀なくさせられる場合が圧倒的に多い。性別役割分業は単なる男と女の役割だけでなく、男の役割とされる仕事が、女の役割とされる家事や子育てよりも大事だという上下関係も生じさせる。

しかし憲法 24 条は以下のように婚姻の平等を唱えている。

1 婚姻は、両性の合意にのみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選択、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

この 24 条は家族についてこうあるべきだとは規定していない。しかし「男性は外で働き、女性は家庭を守る」という性別役割分業を押しつけることや、個人よりも家族が大切、つまり個人より集団が大切という考え方を否定し、家族を作ることを含めて、そのあり方はそれぞれ個人が自分たちで決めればよいと規定している。

さらに妻の無能力、戸主権、家督相続を柱とする家父長的な家制度を解体し、家族生活における個人の尊厳と両性の本質的な平等を規定している。そして家族生活における性別役割分業を批判し、性別にとらわれない個人主義を標榜している。個人主義とは家族という集団よりも個人を社会の最小の単位とすることである。それを規定しているのが 13 条と 14 条である。

すなわち 13 条は以下のように規定している。

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする

人権は、近代市民革命を経て、特定の身分を持った人の特権から、一人ひとりの個人の人権へと発展してきた。個人に着目することこそ近代憲法の本質なのである。あくまで個人のために国家が存在するのであり、けっして国家のために個人が存在するのではない。誰もが、かけがえない命を持った具体的な個人として尊重される。近代憲法はお互いの違いを尊重し合い、人種、信条、性別などを越えて、多様性を認め合う社会をめざしている。幸福の中身もそれぞれ違ってよいのであり、自分が決めた幸福を追い求める過程を幸福追求権として保障している。自分の幸せは自分で決める、つまり自分の生き方やライフスタイルは自分で決めることができる。これが自己決定権である。そして自分に関する情報は自分で決めて管理したい、というのがプライバシー権である。こうした新しい人権はこの 13 条で保障されている。

また 14 条は以下のように規定している。

- 1 すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
- 2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
- 3 荣誉、勲章その他の荣誉の授与は、いかなる特権も伴はない。荣誉の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

自由と並んで平等は近代憲法の基本原理のひとつであり、日本国憲法は平等原理を定め、特権的な制度を禁止することで平等を徹底しようとしている。14条により、人々は権利として平等を主張することができる。この平等は事実上の差異を考慮して、法律上違った扱いが許される相対的平等である。人はみな違うのだから、それぞれの個性に注目して違った扱いとなるのも当然である。しかし、どのような違いに注目して、どのような違った扱いを認めることが合理的なのかの判断はそんなに簡単ではない。

また「国は人々に活動の機会を保障して自由競争にまかせておけばよく、結果の不平等は自己責任である」というかつての近代国家の考えは、格差社会を広げるだけであり、平等を実現するには不十分である。社会的・経済的不平等を是正して実質的平等を実現することも、現代国家の重要な役割のひとつである。自由で公平な競争は、あくまでもその前提が保障されてこそ可能となる。

ところで社会の各領域における平等感を探ってみると、平等感が一番強いのは「学校教育の場」で、以下「家庭生活」「法律や制度」「職場」「政治の場」「社会通念・慣習・しきたりなど」の順に弱くなる。女性の大学への進学率が向上し、女性教員の割合も増加しているのも、「学校教育の場」が一番平等である。また他の領域に比べ、ホンネよりもタテマエ、現実より理想が実現しやすいためもある。

ジェンダーや女性に関連が深い「家庭生活」が2番目に挙げられている。DVや児童虐待・高齢者虐待が増加している割には平等感が強い。これは「男は仕事、女は家庭」という性別役割分業に「同感しない」が増加しているのも、行動はそれほど伴わなくても意識の上だけでも、男性が家事や育児に参加するようになったためである。

「法律や制度」が3番目だが、憲法の条文は高らかに性別にとられない個人の平等を宣言している。しかし結婚年齢が男は18歳であるの対し女は16歳であり、女性のみ6ヶ月間再婚禁止期間があることなどが平等を阻害している。

さらに法律や制度はタテマエであり、理想であるのに対し、ホンネであり感情的なものが絡みやすい「社会通念・慣習・しきたりなど」が一番弱い。頭でわかっても気持ちの上ではしっくりこないのである。すべての領域において、男の方が平等感が強く、女の方が弱い。そうした男女の意識のずれが一番大きいのは「法律や制度」であり、以下「家庭生活」「政治の場」「社会通念・慣習・しきたりなど」「学校教育」に順で小さくなる。

2. 女性差別撤廃条約

ここで国内だけでなく、国際的な条約に目を向けると、女性差別撤廃条約がある。1979年に国連で採択され1981年に発効した条約で、日本は1985年に批准した。その条約は女性にたいするあらゆる形態の差別を撤廃するために、すべての適切な措置をとることを義務づけている。

その条約の第5条は以下のように規定している

第5条 締結国は、次の目的のために適当な措置を取る。

(a) 両性いずれかの劣等もしくは優越性の観念または男女の定型化された役割に基づく偏見および慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するために、男女の社会的および文化的な行動様式を修正すること。

(b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性について適正な理解ならびに子の養育および発達における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること、あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

この条約の意義は第一に、平等の観念については、妊娠、出産以外の差異を男女間に認めず、子どもとの養育も男女双方が負うべきものとしている。さらに社会及び家庭における伝統的な役割分担の廃止が男女平等の達成に不可欠であると表明している。第二に、条約の対象としては、差別的な法律のみならず、偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を目指している。第三に、条約の実効性については、批准国がそれぞれ条約の適用をはかり、国内法規等の整備をすることが義務づけられている。また具体的にどのような措置をとったのか、その措置によってもたらされた進歩に関する報告を定期的に提出することを義務づけている。第四に事実上の男女平等を促進するための特別措置を取ることを認めている。

日本でもこの女子差別撤廃条約が批准され、国内法が整備された。国籍法が父系優先主義から父母両系血統主義へ改正され、男女雇用機会均等法、育児休業法が制定された。さらに教育課程改定により家庭科が男女共修になった。

それまで男女間の幅広い肉体的・生理的差異を認めていたことが否定され、妊娠・出産に関わる差異のみとなったことに認識が深まり、1997年、均等法の改正と同時に、改正労働基準法も成立し、女子保護規定が撤廃された。

女子差別撤廃条約は、平等原則における男女の合理的差別のあり方に見直しを迫ったが、同時に条約16条に定められていた家族条項から、民法などの家族関係の法規範にも見直しを迫った。特に16条1項の(g)は「夫及び妻の同一に個人的権利」と定めている。ここから民法750条の規定が問題になった。750条は、「夫婦は、婚姻の際に……夫又は妻の氏を称する」と定め、条文上は不平等な規定ではない。しかしどちらかの氏になることが一致しない時に問題が生ずる。この条文は夫婦同氏を定め、法律婚した夫婦は婚姻の際にどちらかの氏を夫婦共通の氏として届けなければ、婚姻届は受理されない。夫婦同氏にする理由として、旧民法以来、夫婦同氏が一般的慣行であり、対外的に夫婦であることが示され、生活上便利である、夫婦・家族の一体感が生まれる、氏が戸籍編成の基準になっている、などが挙げられている。

しかし、氏の統一は実質的な制限を定めるもので、行き過ぎではないかとの疑問が制定当初から出されており、「夫又は妻の氏」というが、実際は慣行上、98%の女性が婚姻により改姓していて、女性は結婚したら氏を変えるものである、と考える人が多い。女子差別撤廃条約は差別的な法律のみならず、偏見及び慣習その他のあらゆる慣行の撤廃をめざすので、法律の文言は差別的でなくても、差別的慣行が前提として行なわれていれば、それを是正しなければならない。

3. 自民党の24条改正案

自民党は2004年2月に憲法改正プロジェクトチームを発足させ、6月に「論点整理」と「憲法改正のポイント」として公表した。その「論点整理」の各論では、「4 国民の権利及び義務」に家族に関する事柄がふたつ見出される。ひとつは「3 公共の責務」に「家族を扶助する義務を設けるべきである。また国家の責務として家族を保護する規定を設けるべきである」とする。もうひとつは「4 見直すべき規定に「婚姻・家族における両性平等の規定は、家族や共同体の価値を重視する観点から見直すべきである」と憲法24条を槍玉に挙げている。さらに「憲法改正のポイント」では「『公共』とは、お互いを尊重し合う仲間のこと」と書かれており、以下の三つの事柄が挙げられている。

- ① 他人を尊重することから始まる公共
- ② 家族が一番身近な公共
- ③ 国家はみんなで支える大きな公共

そこでは「公共に」について次のように説明している。

基本的人権は人類の普遍的価値であり、我が国は永久にこれを尊重することを基本とすべきです。各人が、「個人として尊重」され、それぞれが「永久不可侵の基本的人権」を有するということは、同時に、他人も同じ「永久不可侵の基本的人権」を有しているということです。

人間は社会的存在であり、人間として尊厳をもっとお互いに大切にすべきです。他人への配慮や思いやり、社会に対する積極的な貢献を果たすことによって、自己の存在、尊厳もまたいじにされるのではないのでしょうか。このように、人間の本質である社会性が個人の尊厳を支える器であることを考えると、人間の自然な集まりである家族、共同体、ひいては国際社会も、公共の基本をなすものとしてとらえ直さなければならない時代になっているのです。

また次のようにも説明している。

互いに尊重し合う個人のネットワーク、「公共」の一番身近で小さな形態は、家族です。家族の構成員は相互に尊重し合う責務を負うのですが、通常は、そういうことを意識することはありません。

しかし、児童・老親虐待の問題が深刻化する事態を受けて家族の在り方が問われるなかで、家族の責務、すなわち児童を養育する責務を憲法に明記すべきであるという意見があります。

以上を要約すると、家族・共同体を重視する観点から、憲法24条の男女平等規定を見直し、家族の扶助を国民の責務としている。

その骨子は、第一に個人主義への反感である。憲法が立脚する個人主義が利己主義に変質し、家族や共同体の破壊につながったとみなす。

第二に国家に奉仕する家族を理想としている。家族を、基本的人権を否定する公共に基礎として位置づける。その公共とは、他人を尊重する責務からはじまるものとされている。家族が一番身近な公共で、国家はみんなで支える大きな公共とみなされている。個人の尊厳に基づく家族と対照的に、公共の基礎としての責務に基づく家族が描かれている。そのような家族は、個人の権利を制限し、国家に奉仕させる

下請け機関でしかない。

第三に国家の管理と軍事動員をもくろんでいる。国民を軍事目的に動員することである。戸籍制度は国民を把握・管理するのに好都合である。国民を血で結ばれた巨大な家族として想像することや、「女子どもを守る父」「無償の愛で家族を支える母」という性別役割を利用することは、戦争や経済発展といった目的のために、国民の自発的な献身を引き出すのに役に立つ。

第四に福祉の肩代わりである。自己責任や自律というスローガンの下に、社会福祉の切捨てや規制緩和、経済自由化を推し進める一方で、家族・共同体による助け合いを説き、個人主義を非難することで、政府や企業の責任から目をそらし、増大する社会福祉の負担を家族、特に女性に肩代わりさせる。

第五に愛国心の養成である。勝ち組、負け組みという言葉が流布しているが、一部の勝ち組に対し大多数の不満をそらすために国柄が持ち出される。つまり「わが国のこれまでの歴史、伝統および文化に根ざした固有の価値、すなわち人の和を大切に、相互に助け合い、平和を愛し命を慈しむと共に、美しい国土を含めた自然との共生を大事にする国民性」が唱えられる。それは自己中心的で美化された愛国心を持つ「健全な日本人」を育成する。彼らが言う伝統や文化は民族差別と共に、固定的な性別役割に基づき、軍事力を男らしさと結びつけたり、自国中心的な歴史・文化・伝統を身に付け、国に奉仕する国民を育てる「よき父」「よき母」となるように差別的で、型にはまった性別役割を強化する。

おわりに

家族は社会の基礎集団である。個人にとっても社会にとっても家族は必要不可欠の集団である。人は家族という集団の中に産み落とされ、その中で生まれ、成長していく。他方、社会はたくさんの家族が寄り集まって形成される。家族は個人と社会を結びつける集団でもある。家族は個人と社会の影響を受けつつ、逆に個人と社会に影響を及ぼす。家族は子どもを社会化する機関であると共に、社会の文化を伝達する機関でもある。人間のパーソナリティの基礎は、親やきょうだいと生活する家族生活において形成される。しつけという親の意図的な家庭教育だけでなく、家庭の雰囲気、親きょうだいの何気ないしぐさやふるまいなどにより、パーソナリティの無意識の部分形成される。家族はパーソナリティの培養器なのである。

前述したように、男女平等感が一番弱いのは「社会慣習・慣習・しきたりなど」である。慣習やしきたりはほとんど自然と同じように受け止められ、人間の深層心理にまで食い込んでおり、ちょっとやそっとでは変化しない。冠婚葬祭やお盆や年末の行事において、男尊女卑的な習俗は簡単には揺るがない。

そうした習俗は家庭生活やそれを取り巻く地域生活の中で、知らず知らずのうちに個人に植え付けられる。個人同士の結婚とされる恋愛結婚の場合でも、結婚式は家同士の結婚の形態を取る場合が大部分だし、葬式も家の葬儀として行なわれる。冠婚葬祭において個人が、家に埋没してしまうのである。そこでは公に私が飲み込まれてしまうのである。

自民党の「憲法改正プロジェクト」には「家族が一番身近な公共」とあるが、それは家族を社会を築く最小の集団ではなく、社会の下請け機関と考えている。家族あつての社会ではなく、社会あつての家族を考えている。個人ではなくまず家族という集団ありきななのである。個人の幸福に家族を合わせるのではなく、個人が家族に合わせるのである。家族という集団に個人をはめようとする。家族という集団内の役割、すなわち夫と妻、父と母、親と子といった役割にそれぞれの成員をあてはめる。具体的には「男は仕事、女は家

庭」という性別役割分業を押し付ける。

さらに、国家はみんなで支える大きな公共、という文言が示すように、家族と国家は中間集団を媒介しないで、じかに結び付けられる。家族と国家が同心円で結ばれる。そうした国家は階級支配の機関でなく、国民を温かく見守る慈悲に満ちた国とされる。これはかつて存在した天皇制家族国家観ほかならない。すなわち自民党は天皇制家族国家を公共というオブラートで包んで、復活させようともくろんでいる。

*本稿は、2007年6月28日にサンフォルテ304で行われた、平和をつくる富山県連絡会主催の学習会の草稿を加筆したものである。

なお2005年に自民党の憲法改正案が公表されたが、前述の「論点整理」と「憲法改正のポイント」で主張された24条の見直しは見送られ、現行のままとされた。おそらく24条の見直しには風当たりが強いだらうとの判断が働いたのだろうが、あえて自民党の意図を明確に表している「論点整理」と「憲法改正のポイント」を題材にして考察した。

また学習会ということで、聴衆が興味を持って聞いてくれるように、冒頭、以下のようなジェンダーに関する自己判断をしてもらった。

○セックスが自然的な性別であるのに対し、ジェンダーとは社会的・文化的な性別のことです。

そこでジェンダーに関して自己判断してみましょう。

以下の質問に対し、「はい」か「いいえ」で答えて下さい。

- ① 今の世の中は男女平等だ
- ② 女性に向く仕事と男性に向く仕事がある
- ③ 痴漢にあう女性にはスキがあると思う
- ④ 女性の幸せは結婚相手しだいだと思う
- ⑤ 子どもが3歳になるまでは、母親がしっかりとそばについていたほうがよい
- ⑥ 結婚したら、妻と夫は同じ姓にしたほうがよいと思う
- ⑦ 男性よりも女性がいれたお茶のほうがおいしいと思う
- ⑧ 都会の女性が「女性は差別されている」と言っている気持ちがよくわからない

女性の方へ

- ⑨ 結婚したら、妻には家庭をしっかりと守ってほしい
- ⑩ デートは男性がリードしてほしい

男性の方へ

- ⑨ 結婚したら、妻には家庭をしっかりと守ってほしい
- ⑪ デートの時は自分がお金を払うことが多い

これらの質問の答えに「はい」が多いほど、男尊女卑的な考えの持ち主で、少なければ少ないほど男女平等的な意識が強い。男だからこうすべきだとか、女だからこうすべきだとかいっ

た性別にとらわれた意識が強いと「はい」が多くなり、性別にとらわれず、ひとりの人間として自分や他人を見る人は「いいえ」が多くなる。

文献

- 植野妙実子、憲法 24 条 (2005)、明石書店
福島みずほ (編)、みんなの憲法 24 条 (2005)、明石書店
伊藤真・長倉洋海、日本国憲法 (2008)、週刊金曜日
水島朝穂 (編)、改憲論を診る (2005)、法律文化社
中里見博、憲法 24 条プラス 9 条 (2005)、かもがわ出版
佐高信、「憲法大好き」宣言 (2000)、バハウス
ピープルズ・プラン研究所 (編)、改憲という名のクーデタ (2005)、現代企画室
ピープルズ・プラン研究所 (編)、体験的「反改憲」運動論 (2006)、現代企画室
田村理、国家は僕らを守らない (2007)、朝日新聞社
内閣府政府広報室 (編)、月刊世論調査 平成 17 年 5 月号 (2005)、国立印刷局
落合恵子・佐高信 (編)、戦争で得たのは憲法だけだ (2006)、七つ森書館
高見澤たか子、「女性の幸福」と憲法 (2006)、晶文社
二宮周平、変わる「家族法」(1996)、かもがわ出版
深江誠子、「家族する」ことからの自由 (1996)、かもがわ出版